

# 浮体式洋上windファーム実証研究事業 福島沖海域・洋上実証施設付近を航行されます船舶へ、 航行時の洋上実証施設からの離隔距離確保のお願い。

【H27. 1. 20 再周知連絡】

《洋上実証施設からの離隔距離確保のお願いと、上実証施設上の霧笛設備停止期間のお知らせ》

**\* 案内内容**

**1. お知らせ内容**

先般よりお知らせさせて頂いております洋上実証施設からの離隔距離確保のお願いの再周知とともに、平成27年1月27日(火)より、2月4(日)までの9日間(予定)、陸上電源設備の点検作業のため、洋上実証施設を含む、施設全域が停電となります。

つきましては、洋上実証施設に装備されております夜間の航路標識灯の点灯、およびAISの電波の発信は引き続き行われますが、視界不良の際の霧笛の発停が行われませんので、洋上実証施設付近を航行されます船舶は施設からの1海里以上の離隔距離を確保しての航行を頂けますよう、ご協力をお願い致します。

**2. 連絡先**

**【事業者】**

丸紅株式会社 檜葉事務所

所長 泉井 敦(わくい あつし)

TEL: 080-1075-2774(携帯)

0240-26-1201(檜葉事務所)

03-3282-7382(東京・本社)

**3. 備考**

**霧笛設備停止期間**

・平成27年 1月 27日 9時

～ 平成27年 2月 4日 18時まで (予定)

**\* 洋上実証施設(浮体設備)設置海域・通航時、離隔距離確保依頼区域詳細**

**【凡例】**

●▶ : 洋上構造物(浮体設備)

●..... : 係留用チェーンとアンカー

..... : 海底ケーブル  
(送電、及び通信ライン)

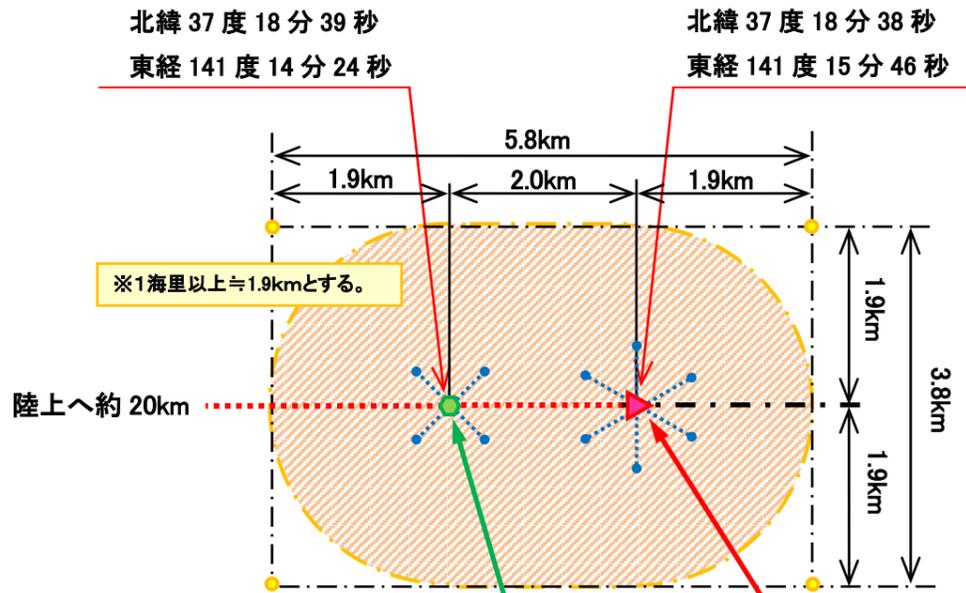
■ : 通航時、「離隔距離確保依頼区域」

「離隔距離確保依頼区域」とは、

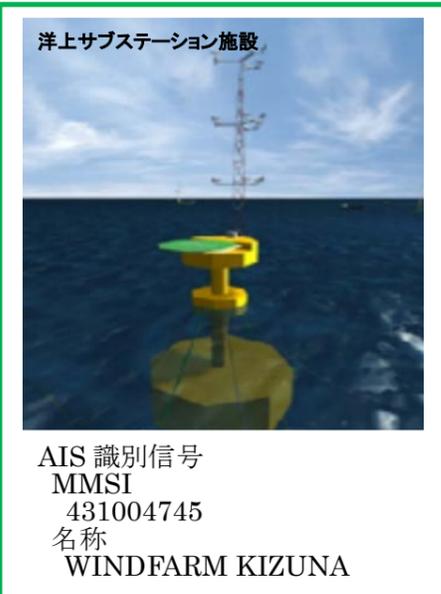
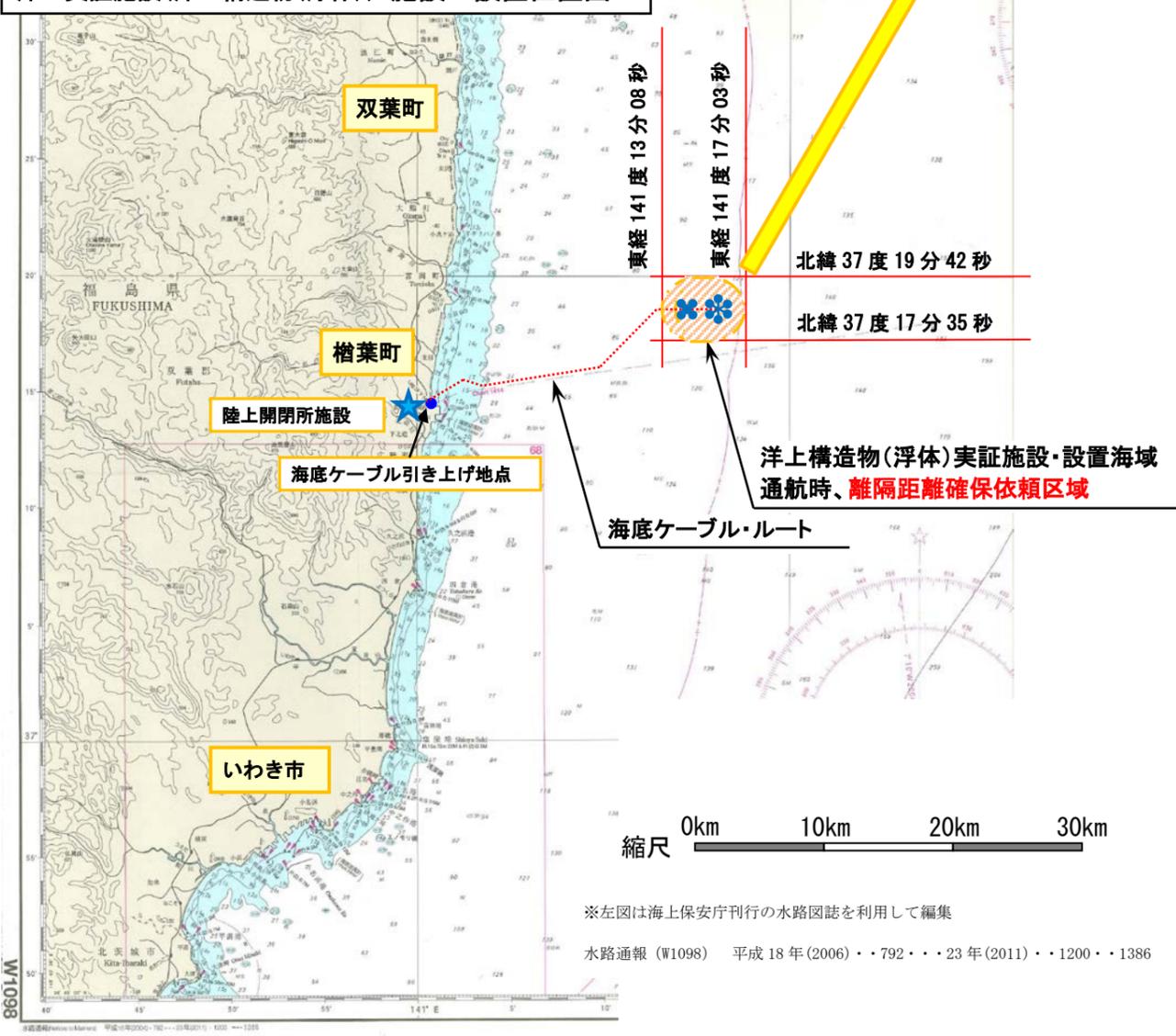
船舶が施設から、1海里以上離れて航行することを  
お願いする区域です。

他船との衝突防止、他船との安全な離隔距離確保など  
船舶航行の安全を図るために、離隔距離確保依頼区域 内  
へ、入ることは支障ありません。

なお、離隔距離確保依頼区域 付近では、他船との行き  
会いが多く発生する可能性があるため、見張りを十分に  
実施してください。



**洋上実証施設(洋上構造物(浮体))・施設・設置位置図**



※左図は海上保安庁刊行の水路図誌を利用して編集  
水路通報 (W1098) 平成 18 年(2006)・・・792・・・23 年(2011)・・・1200・・・1386